平成２４年（フ）第６０９４号
大阪府東大阪市花園東町１丁目13番11号、前住所大阪府東大阪市吉田本町１丁目９番33号モンレーブ大野602号
債務者　中井　　修
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　夏見　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月７日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１６６号
福岡市南区大池１丁目21番25―504号
債務者　城野　正行
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植松　　功
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月28日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２７０号
福岡市博多区千代６丁目４番１―306号
債務者　永松喜與子
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩熊　豊和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月４日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３７１号
福岡市中央区平尾４丁目11番16―304号
債務者　西村　正文
1　決定年月日時　平成24年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊黒　忠昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月28日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３７２号
福岡市中央区平尾４丁目11番16―304号
債務者　西村由加子
1　決定年月日時　平成24年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊黒　忠昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月28日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６６８号
福岡県朝倉市中原60番地８　メロンハウス101号、前住所福岡県朝倉市馬田1204番地１
債務者　中島　富子
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永野　賢二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月25日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２００９号
福岡市南区多賀２丁目３番843号
債務者　丸野　一義
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　文浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月25日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１００号
福岡市南区大橋団地２番110号
債務者　植田　治彦
1　決定年月日時　平成24年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田　貫介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月28日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第６４号
秋田県横手市大森町板井田字辰ノ口38、住民票上の住所秋田県大仙市幸町３番66―６号
債務者　佐々木篤司
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第３５１号
函館市湯浜町16番19号
債務者　小森　正樹
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１８４号
山形県西村山郡大江町大字本郷丙678番地の５
債務者　中山しおり
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８４号
島根県大田市川合町川合1528番地４
債務者　重見　　弘
1　決定年月日時　平成24年12月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第６０３号
埼玉県越谷市南越谷４丁目６番地３　新越谷ハウス802
債務者　秋場　俊司
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６１７号
埼玉県越谷市蒲生寿町２番10号　ヴィルヌーブ南越谷Ａ―115
債務者　山田　麻由
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６４６号
埼玉県三郷市彦川戸１丁目196番地１
債務者　國生　栄一
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６４７号
埼玉県春日部市大沼３丁目101番地　ジュネパレス・オオクマ205号
債務者　吉田浩太郎
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４８号
埼玉県秩父市上宮地町３番22号
債務者　柴岡　利仁
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係